

○筑波大学における研究活動上の不正行為の告発等に関する細則

〔平成19年1月18日
法人細則第1号〕
改正 平成20年法人細則第12号
平成21年法人細則第14号
平成31年法人細則第23号
令和5年法人細則第8号

筑波大学における研究活動上の不正行為の告発等に関する細則

(目的)

第1条 この法人細則は、筑波大学研究公正規則（平成19年法人規則第1号。以下「規則」という。）第3章に規定する告発の受付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(告発受付担当者)

第2条 規則第9条第2項に規定する告発受付担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 研究企画課長
- (2) 研究企画課の職員のうちから規則第4条に規定する総括責任者が指名する者

(告発の方法)

第3条 規則第10条第1項の規定による告発は、別記様式を用いて行うことができる。

2 告発者は、別記様式を用いない場合にあっても、別記様式に記載する項目についてその内容を具体的に告発受付担当者に知らせなければならない。

(個人情報の取扱い)

第4条 告発受付担当者は、規則第10条第1項又は前条の規定による告発に伴い取得した個人情報については、告発の処理にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、他の目的で使用又は提供しない。

(雑則)

第5条 この法人細則に定めるもののほか、告発の受付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成19年1月18日から施行する。

附 則（平20.4.1法人細則12号）

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.4.1法人細則14号）

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人細則23号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令5.3.23法人細則8号）

この法人細則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

告 発 書

告発日： 年 月 日

国立大学法人筑波大学研究公正委員会委員長 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

連絡先：

筑波大学研究公正規則第10条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について告発を行います。

記

1. 不正行為を行ったと思料する研究者の所属、職名等、氏名
所 属
職名等
氏 名
2. 不正行為の種類：(捏造・改ざん・盗用・その他の別)
3. 不正行為の内容
4. 不正行為の発生時期
年 月
5. 不正行為の発生場所
6. 不正行為と思料する科学的合理的理由
7. 関連する研究資金について（わかる範囲で記入してください。）
助成機関名：
資 金 名 称：
課 題 名：
番 号：
8. その他参考となる事項（記述は任意とします。）